



チリリン・タイム 指導者解説



指導を受ける対象者の年齢、理解度などに
応じた内容でご指導をお願いします。

○今月の指導内容

「交差点での**信号遵守**と**一時停止・安全確認**」

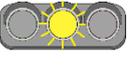
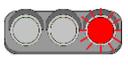
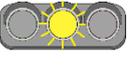
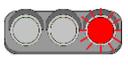
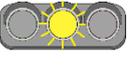
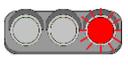
○目標

交差点を通行するときのルールを理解させる。

○指導過程

段階	流れ	指導上の留意点
導入	質問	信号機の色の意味を知っているか、1～2人に質問する。
展開	自転車乗車時の心得	交差点では、信号の意味を理解させて遵守させるほか、「止まれ」の標識があるときは、必ず一時停止し、安全を確認してから進行することの重要性を教える。
まとめ		自転車も信号や標識・標示に従わなければならないことを指導する。

○指導内容・指導上の留意点

指導目標	指導対象	指導内容											
交差点を通行するときのルールを理解させる	小学生	<p>交差点は、交通事故が発生する危険性が特に高い場所です。自転車事故で一番多いのは、「飛び出し」によるものです。</p> <p>信号は前方の信号に従わなければなりません。自分の前方の信号が青であるかどうかや、一時停止の標識の有無にかかわらず、交差点を通行するときは、必ず他車(者)に注意し、できるだけ安全な速度と方法で進行しなければならないことを指導しましょう。</p> <p>【信号機がある交差点】</p> <p>自転車は車両用の信号に従わなければなりません。しかし、「歩行者・自転車専用」と表示されている歩行者用信号機がある場合や横断歩道を進行する場合は、歩行者用信号機の信号に従わなければなりません。</p> <p>自転車に關係する信号の種類と意味は、下表のとおりです。</p> <p>【信号機などによる交通整理の行われていない交差点】</p> <p>「一時停止」の標識のあるところでは、停止線の直前で一時停止をして、右と左、右後方をよく見て、近づいてくる車等がないことを確かめてから通行しなければなりません。</p> <p>また、標識と停止線がないときも同様に、安全のため、交差点の直前で一時停止し、左右後方の安全を確かめてから通行しましょう。</p> <p>交通量の少ないところでも、安全を十分に確かめ、速度を落として通行しましょう。また、狭い道路から広い道路に出るときは、特に危険です。必ず一時停止をして安全を確かめるよう指導しましょう。</p>											
	中学生・高校生	<table border="1"> <tbody> <tr> <td> 青色の灯火</td> <td>自転車は直進、左折可。右折時、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。</td> <td> 黄色の灯火の点滅</td> <td>自転車は、他の交通に注意して進むことができます。</td> </tr> <tr> <td> 黄色の灯火、青色の灯火の点滅</td> <td>自転車は、停止位置から先へ進んではいけません。しかし、黄色の灯火(または青色の灯火の点滅)に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止できない場合は、そのまま進むことができます。</td> <td> 赤色の灯火の点滅</td> <td>自転車は、停止位置で一時停止し、安全確認をした後に進むことができます。</td> </tr> <tr> <td> 赤色の灯火</td> <td>自転車は、停止位置を越えて進んではいけません。交差点ですすでに左折している自転車は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。交差点ですすでに右折している自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければいけません。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	 青色の灯火	自転車は直進、左折可。右折時、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。	 黄色の灯火の点滅	自転車は、他の交通に注意して進むことができます。	 黄色の灯火、青色の灯火の点滅	自転車は、停止位置から先へ進んではいけません。しかし、黄色の灯火(または青色の灯火の点滅)に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止できない場合は、そのまま進むことができます。	 赤色の灯火の点滅	自転車は、停止位置で一時停止し、安全確認をした後に進むことができます。	 赤色の灯火	自転車は、停止位置を越えて進んではいけません。交差点ですすでに左折している自転車は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。交差点ですすでに右折している自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければいけません。	
 青色の灯火	自転車は直進、左折可。右折時、右折する地点まで直進し、その地点で向きを変え、進むべき方向の信号が青になるのを待ちます。	 黄色の灯火の点滅	自転車は、他の交通に注意して進むことができます。										
 黄色の灯火、青色の灯火の点滅	自転車は、停止位置から先へ進んではいけません。しかし、黄色の灯火(または青色の灯火の点滅)に変わったときに停止位置に近づいていて、安全に停止できない場合は、そのまま進むことができます。	 赤色の灯火の点滅	自転車は、停止位置で一時停止し、安全確認をした後に進むことができます。										
 赤色の灯火	自転車は、停止位置を越えて進んではいけません。交差点ですすでに左折している自転車は、左折方向の信号が赤でもそのまま進むことができます。交差点ですすでに右折している自転車は、右折方向の信号が赤のときは、その右折している地点で停止していなければいけません。												
		<p>交差点優先車妨害等や一時不停止は、「自転車運転者講習」受講義務の対象となる危険行為の1つです。</p> <p>* 交差点における他の車両等との関係等違反 信号のない交差点で、左から来る車両や優先道路などを通行する車両等の進行を妨害したり、安全に通行しないことなど</p> <p>* 指定場所における一時停止違反 一時停止標識等を無視して交差点に進入したり、交差点道路を通行する車両等の進行を妨害する行為</p>											

